

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するとともに、一定以上の省エネ性能を有する家庭用電気機械器具（以下「省エネ家電」という。）の普及を促進し、省エネルギーライフスタイルに対する意識醸成を図り、本市における温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、省エネ家電を購入又は省エネ家電に買い換える者に対し、予算の範囲内において小樽市省エネ家電転換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家電 一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具をいう。
- (2) 省エネ家電 次に掲げる家電をいう。
 - ア エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものであって、省エネ達成基準率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの（寒冷地仕様に限る。）
 - イ 冷蔵庫 令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫であって、省エネ達成基準率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの
 - ウ 照明器具 令第18条第3号に規定する照明器具であって、住宅の壁又は天井に固定して使用し、かつ光源が発光ダイオード（以下「LED」という。）のもの
- (3) 統一省エネラベル エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度に基づくものをいう。
- (4) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。
- (5) オンライン 電子情報処理組織を使用する方法をいう。
- (6) 買換え前の家電 自らが居住する住宅に現に設置している家電であって、この要綱による補助の交付対象となる省エネ家電と同品目の家電をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請を行う時点及び実績の報告を行う時点において、小樽市に住民登録がある者
- (2) 市税に滞納がない者（同一世帯員を含む。）

- (3) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電の購入費用について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けていない者（同一世帯員を含む。）
- (5) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者

（補助対象家電）

第4条 補助の対象とする省エネ家電は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から令和8年11月30日までの期間に購入、納品、設置及び支払を完了したものであること。
- (3) 買換え前の家電を換えるために自らが購入したものであること。ただし、エアコンにあっては、新たに購入及び設置する場合も対象とする。
- (4) 自らが居住する小樽市内の住宅に設置し使用するものであること。
- (5) 小樽市内に実在する店舗又は事業所（以下「販売店等」という。）において契約又は購入したものであること。
- (6) 本体購入金額（消費税及び地方消費税を除く。）が5万円以上のものであること。ただし、照明器具にあっては、本体購入金額及び設置に要する工賃の総額（消費税及び地方消費税を除く。）が1万円以上のものであること。
- (7) 照明器具にあっては、買換え前の家電がLED以外を光源とするものであること。
- (8) リース又はレンタルにより取得したものでないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる省エネ家電の購入及び設置に要した費用（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「購入等費用」という。）であって、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 本体（付帯するリモコンや配線、室外機等を含む。）の購入に要した費用とし、設置に要する工賃及びその他の経費、配送に係る経費並びに買換え前の家電の撤去及び処分に係る経費を除く。
 - (2) 冷蔵庫 本体（付帯する配線等を含む。）の購入に要した費用とし、設置に要する工賃、配送に係る経費並びに買換え前の家電の撤去及び処分に係る経費を除く。
 - (3) 照明器具 本体（付帯するリモコンや配線等を含む。）及び本体に付帯するランプの購入に要した費用並びに本体の設置に要する工賃とし、配送に係る経費並びに買換え前の家電の撤去及び処分に係る経費を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象経費から控除する。
- (1) 販売店等、決済サービス又はその他のサービスにおけるポイントなどで支払った費用に相当する額
 - (2) プレミアム付商品券で支払った費用に相当する額

(3) 販売店等その他のサービスにより受けた割引に相当する額

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

2 同一品目を複数台購入した場合の補助金の額は、いずれか1台のみの購入等費用を補助対象経費とし前項の規定により得た額とする。ただし、照明器具を複数台同時に購入し、同一住宅に設置する場合の補助金の額は、設置する全ての照明器具に係る購入等費用を補助対象経費とし、前項の規定により得た額とする。

3 市が指定するオンラインの方法により交付の申請、実績の報告及び請求が行われる場合（以下「オンライン申請」という。）は、前2項の規定により得た額に2千円を加えて得た額を補助金の額とする。

4 補助金の交付は、1世帯当たり1回、かつ1品目を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年6月22日から令和8年11月30日までの間に、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を次に掲げる書類等を添えて、補助対象家電の購入前に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象家電の購入にかかる経費の内訳が分かる見積書等の写し。なお、照明器具にあつては、本体の設置に要する工賃を含めること。

(2) 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く。）など申請者の氏名、現住所が確認できる本人確認書類の写し

(3) 買換え前の家電の設置場所の写真（エアコンを新たに設置する場合にあつては、設置する場所の写真）

2 前項の規定による申請書類の提出は、次の各号のいずれかに掲げる方法によるものとする。

(1) オンラインによる申請により提出する方法

(2) 郵送により提出する方法

(3) その他市長が認める方法

3 市長は、交付申請を先着順で受け付けるものとし、受け付けた補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の同日に複数の交付申請があつた場合であつて、それらの交付申請を全て受け付けると補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、抽選によって交付申請のいずれを受け付けるか決定する。

4 市長は、前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、当該抽選の対象となった者に対し、その結果を通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付決定通知書(様式第2号)又は小樽市省エネ家電転換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、小樽市省エネ家電転換促進補助金申請取下書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(実績報告及び請求)

第10条 補助決定者は、補助対象家電の購入、納品、設置及び支払を完了した場合は、令和8年11月30日までに、小樽市省エネ家電転換促進補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写しで、次に掲げる事項全てが記載されているもの
 - ア 購入日
 - イ 購入した販売店等の名称及びその所在地又は電話番号
 - ウ 購入した省エネ家電の製品名又は型番
 - エ 購入等費用及びその内訳
 - オ 購入者の氏名
- (2) エアコン又は冷蔵庫にあつては、申請に係る補助対象家電の統一省エネラベルが確認できる書類等の写し
- (3) 申請に係る補助対象家電の製造者が発行した保証書の写し
- (4) 申請に係る補助対象家電を自ら居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (5) エアコン又は冷蔵庫にあつては、買換え前の家電を処分するための「家電リサイクル券(排出者控え)」の写し
- (6) 口座名義人、口座名義人フリガナ、金融機関名、支店名、口座の種別及び口座番号が記載されている通帳等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助決定者に対し、書面により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助決定者は、補助金の交付を受けた補助対象家電（以下、「取得財産」という。）を返品し、譲渡し、交換し、貸与し、転売し、又は担保に供してはならない。ただし、正常使用における故障、天災による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により当該家電を処分する場合、又は取得財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第1に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

（報告等）

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助対象者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（責務）

第16条 補助対象者は、エアコン又は冷蔵庫を買い換えるに当たっては、買換え前の家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理しなければならない。

2 補助対象者は、前条の規定により報告の求めがあったとき又は調査が行われるときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

申請者

住所 〒 -

氏名

電話番号

メールアドレス

小樽市省エネ家電転換促進補助金の交付を受けたいので、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

購入予定家電 (☑をつける)	品目	<input type="checkbox"/> エアコン (<input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> 買換え) <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 照明器具 (台数: 台)
	メーカー	
	機種名 (型番)	
購入予定店舗	店舗名:	
	所在地:	
設置時期	令和8年 月頃	
補助対象経費	円 (A) ※税抜金額	
交付申請額	補助率適用額 (A) × 1/2	円 (B)
	(B) の千円未満切捨額	円 (C)
	上限額	50,000 円 (D)
	交付申請額※ (C)・(D) いずれか少ない金額	円
添付書類 (☑をつける)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し (運転免許証、マイナンバーカード (個人番号記載部分は除く。) など) <input type="checkbox"/> 対象経費の内訳が分かる見積書等の写し <input type="checkbox"/> 買換え前の家電の設置場所の写真 ※エアコンを新たに設置する場合は設置する場所の写真	
【同意及び誓約】 (☑をつける)		
<input type="checkbox"/> 私は、私の同一世帯員を含め小樽市税に滞納がないことを誓約するとともに、納付状況について調査を行うことに同意します。		
<input type="checkbox"/> 私は、国又は地方公共団体が行う他の補助金制度を併用していないことを誓約します。		
<input type="checkbox"/> 私は、私の同一世帯員を含めこの補助金の交付決定を受けたことがないことを誓約します。		
<input type="checkbox"/> 私は、購入した家電は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した返品、譲渡、交換、貸与、転売又は担保に供さないことを誓約します。		
<input type="checkbox"/> 私は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例 (平成26年条例第19号) 第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。		

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付決定通知書

樽環境指令第 号
年 月 日

様

小樽市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 対象省エネ家電
- 3 留意事項 添付の注意事項に留意すること。

以上

小樽市省エネ家電転換促進補助金不交付決定通知書

樽環境指令第 号
年 月 日

様

小樽市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次の理由から交付しないことと決定しましたので、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 不交付決定理由

以上

小樽市省エネ家電転換促進補助金申請取下書

年 月 日

（宛先）小樽市長

申請者

住所 〒 ー

氏名

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け樽環境指令第 号で交付の決定を受けた小樽市省エネ家電転換促進補助金について、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付の申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 取下理由

以上

（表）

小樽市省エネ家電転換促進補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

（宛先）小樽市長

申請者

住所 〒 _____

氏名

電話番号

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告し、補助金を交付されたく請求します。

交付決定年月日	年 月 日	指令番号	樽環境指令第 _____ 号	
設置場所の住所				
設置した家電 (☑をつける)	<input type="checkbox"/> エアコン (<input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> 買換え) <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 照明器具 (台数 : _____ 台)			
	メーカー			
	機種名 (型番)			
購入店舗	店舗名 :			
	所在地 :			
支払方法 (複数の方法を併用した場合は全てに☑をつける)	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済 <input type="checkbox"/> 商品券 (種類 : _____ 金額 : _____ 円分) <input type="checkbox"/> ポイント (金額 : _____ 円分) <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
	購入年月日	年 月 日	設置完了日	
	交付決定額	円		
	請求額	補助対象経費	円 (A) ※税抜金額	
補助率適用額 (A) × 1/2		円 (B)		
(B) の千円未満切捨額		円 (C)		
上限額		50,000 円 (D)		
請求額 ※ (C) ・ (D) いずれか少ない金額		円		

注) 裏面にも必ず記入してください。

(裏)

添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書又はレシートの写し ※①購入日②購入店舗③店舗所在地又は電話番号④購入製品名又は型番 ⑤購入費用及びその内訳⑥購入者の氏名 全てが記載されているもの <input type="checkbox"/> 統一省エネラベルが確認できるもの (エアコン又は冷蔵庫のみ) <input type="checkbox"/> メーカー発行の保証書の写し <input type="checkbox"/> 設置したことが分かる写真 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル券 (排出者控え) の写し (エアコン又は冷蔵庫を買い換えた場合のみ)				
振込指定口座	金融機関名		支店名		
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号※右詰め		
	口座名義人				
	フリガナ				
	<input type="checkbox"/> 通帳等の写しを添付します。 ※口座名義人、フリガナ、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号全てが確認できるもの				

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付額確定通知書

樽環境指令第 号
年 月 日

様

小樽市長 印

年 月 日付けで提出のあった小樽市省エネ家電転換促進補助金実績報告書について、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の交付確定額 金 円

以上

小樽市省エネ家電転換促進補助金交付決定取消通知書

樽環境指令第 号
年 月 日

様

小樽市長 印

年 月 日付けで補助金の交付決定をした小樽市省エネ家電転換促進補助金について、次のとおり交付決定を取り消しましたので、小樽市省エネ家電転換促進補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定の取消理由

2 補助金交付決定額 金 円

以上